三　第八十六条の九の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四　第八十六条の十第一項の規定に違反して、書面若しくは電磁的記録を備えて置かず、その書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

五　第八十六条の十第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書面若しくは電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧又は書面の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

第百三十条第一項第四号中「第八十六条第二項、」及び「第八十六条第四項、」を削り、「第百条の八第五項において準用する場合を含む。）」の下に「、第八十四条の七第二項、第八十五条の二第四項、第八十五条の四第二項、第八十五条の五第三項」を加え、同項第十二号中「第四十条第九項（第七十七条、第八十六条第二項」を「第四十条第九項（第七十七条」に、「（第八十六条第二項、第九十二条第三項」を「第九十二条第三項」に改め、「及び第三項」を削り、「第百条第三項並びに」を「第百条第三項及び」に、「若しくは第七十二条の二第二項」を「、第七十二条の二第二項」に、「の規定に違反して」を「若しくは第八十四条の三第五項の規定に違反して」に改め、同項第十三号中「第四十条第十一項（第七十七条、第八十六条第二項」を「第四十条第十一項（第七十七条」に改め、「及び第三項」を削り、「第百条第三項並びに」を「第百条第三項及び」に、「若しくは第八十四条の三第五項の規定に違反して」を「若しくは第八十五条の六第一項若しくは第八十五条の八第一項」を「第八十五条の十第一項若しくは第八十五条の十二第一項」に改め、同項第二十六号中「又は」を「若しくは」に改め、「第八十六条第二項、」を削り、「の規定」を「又は第八十三条の二第四項の規定」に改め、同項第三十一号中「第四十条第一項（第八十六条第二項、」を「第四十条第一項（」に、「又は第七十六条第一項（第八十六条第四項、」を「若しくは第七十六条第一項（」に、「の規定に違反して」を「又は第八十六条第四項において準用する会社法第五百七条第一項の規定に違反して」に改め、同項第三十四号中「第八十四条の三」を「第八十四条の四」に改め、同項第四十一号中「第八十五条の八第一項」を「第八十五条の十二第一項」に改め、同項第四十二号及び第四十三号中「第八十五条の六第一項」を「第八十五条の十第一項」に改める。

第三条　水産業協同組合法の一部を次のように改正する。

目次中「第八十六条の十二」を「第八十六条の十三」に、「第百条の八」を「第百五条」に、「第七章　登記等（第百一条―第百二十一条）」を「第七章　登記等（第百一条―第百二十一条の五）」に、「第七章の二　特定信用事業代理業（第百二十一条の二―第百二十一条の五）」を「第七章の二　特定信用事業代理業（第百二十一条の二―第百二十一条の九）」に、「第七章の三　特定信用事業電子決済等代行業（第百二十一条の六―第百二十一条の九）」を「第七章の三　特定信用事業電子決済等代行業（第百二十一条の十―第百二十一条の十七）」に、「第七章の四　指定紛争解決機関（第百二十一条の六―第百二十一条の九）」を「第七章の四　指定紛争解決機関（第百二十一条の十八―第百二十一条）」に、「第八章　監督（第百二十一条―第百二十五条）」を「第八章　監督（第百二十二条―第百二十五条）」に、「第九章　雑則（第百二十六条―第百二十七条の七）」を「第九章　雑則（第百二十六条―第百二十七条の七）」に改める。

第二条中「第十章」を「第十一章」に改める。

第一条の見出しを「（目的）」に改める。

第二条中「第九章」を「第十章」に改める。

第九条を次のように改める。

（登記）

第九条　組合は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2　前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第十一条第一項中第十六号を第十七号とし、第十号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百九条第一項に規定する沿岸漁場管理団体として行う同法第六十条第八項に規定する保全活動その他漁場の管理

第十一条第二項中「第十一号」を「第十二号」に改め、同条第四項第二号中「第十一条の十三第二項、第十五条の九の三第二項及び第八十七条の三第一項第二号」を「第十一条の十六第二項、第十五条の十六第二項及び第八十七条の二第一項第二号」に改め、同条第七項中「第一項第十一号」を「第一項第十二号」に改め、同条第九項第三号中「第一項第十一号及び第十二号」を「第一項第十二号及び第十三号」に改める。

第十一条の十四を第十一条の十七とする。

第十一条の十三第一項中「第百二十一条の二第二項」を「第百六条第二項」に改め、同条第二項中「第十五条の九の三第二項」を「第十五条の十六第二項」に改め、同条を第十一条の十六とする。

第十一条の十二中「第十一号」を「第十二号」に改め、同条を第十一条の十五とし、第十一条の十一を第十一条の十四とする。

第十一条の十の二第一項第一号中「第百二十一条の八第一項」を「第百二十条第一項」に、「第百二十一条の六第五項第二号」を「第百十八条第二項第二号」に、「第十五条の九の二第一項第一号」を「第十五条の十五第一項第一号」に改め、同条第二項第二号中「第十五条の九の二第二項第二号」を「第十五条の十五第二項第二号」に改め、同条第四項第一号中「第百二十一条の八第一項」を「第百二十条第一項」に、「第百二十一条の六第五項第一号」を「第百十八条第五項第一号」に、「第十五条の九の二第四項第一号」を「第十五条の十五第四項第一号」に改め、同項第二号中「第百二十一条の八第一項」を「第百二十条第一項」に、「第百二十一条の六第一項」を「第百十八条第一項」に改め、同条を第十一条の十三とする。

第十一条の十一項中「第百二十一条の五の二第二項第二号」を「第百十条第二項第二号」に改め、同条を第十一条の十二とする。

第十一条の九中「第百二十一条の五」を「第百九条」に、「第十一条の十一」に改め、同条を第十一条の十一とする。

第十一条の八第三号中「第十一条の六第二項」を「第十一条の八第二項」に、「第十一条の十一第二項」を「第十一条の十四第二項」に、「第三十四条第十一項第二号」を「第三十四条第十三項第二号」に、「第百二十一条の二第三項」を「第百六条第三項」に、「第十一条の十三第一項」を「第十一条の十六第一項」に、「第十一条の十二」を「第十一条の十五」に改め、同条を第十一条の十とし、第十一条の七を第十一条の九とする。

第十一条の六第二項中「第八十七条の三、第八十七条の四」を「第八十七条の二、第八十七条の三」に、「第百条の四」を「第百一条」に改め、同条を第十一条の八とし、第十一条の五を第十一条の七とし、第十一条の四の二を第十一条の六とする。

第十一条の四第二項中「第十一条の六第一項、第十一条の八、第十一条の十第二項、第十一条の十四」を「第十一条の八第一項、第十一条の十、第十一条の十二第二項、第十一条の十七」に、「第十一項及び第十二項」を「第十三項及び第十四項」に、「第百二十一条の六第五項第二号」を「第百十八条第五項第二号」に、「第百二十六条の二第十二号、第百二十六条の四」を「第百二十六条第十二号、第百二十六条の三」に改め、同条を第十一条の五とする。

第十一条の三第一項中「第十一号」を「第十二号」に改め、「（第十九条の二第二項の回転出資金を除く。）」を削り、同条を第十一条の四とする。

第十一条の二第一項中「前条第一項第一号」を「第十一条第一項第一号」に改め、同条第三項中「議決」を「決議」に改め、同条第四項中「第百一条第二項第九号」を「第百二十六条の四第二項第三号」に改め、同条第六項中（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八条第一項」を「第百五条」に改め、同条を第十一条の三とする。